

事例8：中野区南台一・二丁目地区

○活用している制度名称：

- ・防災街区整備地区計画
- ・住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）
- ・東京都建築安全条例に基づく新たな防火の規制

○地区面積：約25.8ha

○決定年月：平成12年2月

○担当課：中野区都市整備部地域まちづくり分野

位置図



背景・経緯

- ・当地区は、戦後急速に市街化が進んだ地域であることから、老朽木造住宅が密集し、幅員4m未満の狭隘な道路が多く、オープンスペースが不足している等、防災面などで多くの課題を抱えており、特に整備の必要性が高い地域となっている。
- ・昭和50年代には、遠距離避難問題もあり、総合危険度が23区でも最も高い地区となっていた。このため、当初のまちづくりの課題は、「東京大学教育学部附属中等教育学校周辺」を広域避難場所とすることと、周辺の不燃化を進めること（都市防災不燃化促進事業・防災生活圏促進事業による不燃化促進）であり、併せて避難路整備と地区全体の不燃化等による住環境の改善も課題となっていた。
- ・平成10年に東京大学教育学部附属中等教育学校周辺が広域避難場所に指定されて以降は、後段の広域避難場所への避難路整備が最大の課題となっており、地区面積に対し区画道路が13路線（一部も含め新設3路線）・地区集散道路が2路線と道路整備の比重の高い地区となっている。

検討体制

- 府内検討体制：まちづくり推進本部（本部長を助役とし、企画部長、地域センター長、環境部長、都市計画部長、建設部長で構成）

○地域検討体制：南台まちづくりの会

- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の整備計画等作成事業費から、コンサルタントの委託料を出した。
(計3年間で37,620千円。事業に関連する一連の検討費用を含む)

合意形成の手法

- ①南台まちづくりの会：

- ・平成4年度より防災生活圏促進事業や地区計画等の導入検討に当たって、関連する町会毎に意見交換会やまちづくり勉強会を開催し、平成6年に『南台まちづくりの会』が発足した。
- ・発足当初にまず、会のメンバーによる「フィールドワーク」を実施し、地域住民自身による地区の問題の発見を行った上で、検討課題の集約を行った。
- ・この会を中心に地域住民の意見・要望などを地区計画等へ反映させてきたため、地区計画等のまちづくりの計画に関する地域の合意形成の中心となってきた。
- ・現在は、地域の長年の懸案であった東大附属西側道路（地区集散第1号）の計画が一段落したこと等により活動を休止しているが、今後は代表者等と定期的に連絡をとりながら、時機を見て活動の再開を働きかけることとなっている。

- ②アンケートの実施：地区計画に関する内容・区画道路沿道

- ③個別訪問の実施：区画道路沿道の全地権者

- ④説明会の実施：地区計画に関する内容、区画道路沿道地権者・区道認定に関する内容（新設路線・私道拡幅路線）

- ⑤まちづくりニュースの発行

- ・中野区の面整備事業では、全て事業開始と併せて地区計画を導入している。近隣の南台4丁目地区においても、平成4年に地区計画を導入しており、区職員のノウハウ蓄積と地域住民の一定の理解が既にあった。
- ・昭和59年の「南部地域防災まちづくり構想」の策定以来、地域に防災意識が高まっていた。
- ・合意形成に十分に時間をかけたことにより、地域での認知度は高い。

制度導入のポイント

実績・効果

- 道路整備については、平成10～19年度の事業計画における用地取得計画面積3,161m²の約70%が取得済み（平成18年3月現在）となっており、大半の整備は完了もしくは整備中である。
- 不燃領域率については、平成11年3月の段階で42.47%（準耐火を含む45.67%）だったものが、平成18年3月現在47.50%（準耐火を含む52.11%）に改善している。東京都建築安全条例に基づく新たな防火の規制を平成15年に導入したことにより、地区の不燃化は加速している。
- 今後の課題は、いわゆるアン部分の建替促進策である。

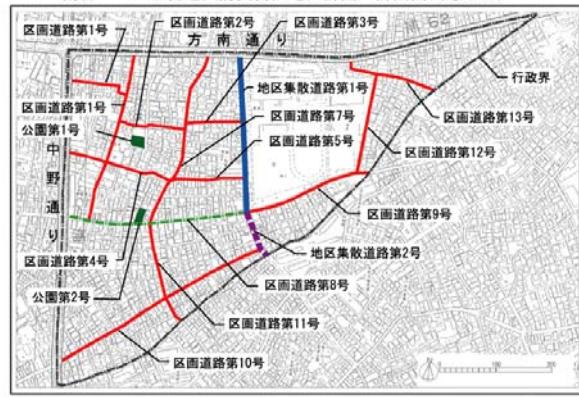
南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画（特定建築物地区整備計画部分の概要）

面積	地区面積：約25.8ha 特定建築物地区整備計画区域：約1.5ha 防災街区整備地区整備計画区域：約25.5ha	
特定地区防災施設等	○特定地区防災施設 地区集散道路第2号 計画幅員12m 延長約80m 及び地区防災施設 区画道路第8号 計画幅員6m 延長約310m ○地区施設：区画道路12路線（6m）、地区集散道路1路線（9.5m）	
特定建築物地区整備計画の内容	規制内容	検討内容、規制値の根拠
	建築物の構造	・次の1及び2に掲げる構造であること 1. 耐火建築物又は準耐火建築物 2. 高さ5m未満の範囲が空隙のない壁を設ける等 防火上有効な構造であること
	間口率の最低限度	・7/10
	高さの最低限度	・5m
	用途の制限	・風俗店等の禁止
	壁面の位置の制限	・地区集散道路及び区画街路の中心線までの距離は次の各号によらなければならない 1. 地区集散道路第2号は6m以上 2. 区画道路第6、7、8、10、11号は3m以上
備考	・広域避難場所への主要な避難コースにして、近隣商業地区内の既に一定以上の幅員のある路線（合意形成が得やすい路線）を特定地区防災施設に位置づけたため、建替えにあたっても、構造の各制限を満たしやすい状況にある。今後は、平成19年の地区集散第1号の拡幅整備完了に併せての、同路線の特定地区防災施設化が課題となっている。	

東京都市計画防災街区整備地区計画
南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画 計画図（その1）



東京都市計画防災街区整備地区計画
南台一・二丁目地区防災街区地区計画 計画図（その2）



凡 例	
■	防災街区整備地区計画の区域
■	特定地区防災施設の区域
■	特定建築物地区整備計画の区域
■	防災街区整備地区整備計画の区分
■	近隣商業地区
■	住宅地区

凡 例	
■	地区施設（道路）
■	地区集散道路
■	区画道路
■	地区施設（公園）
■	公園

図5-15 地区計画図